

⑪ 原子力規制委員会

法人名	独立行政法人原子力安全基盤機構(平成15年10月1日設立)<非特定>(理事長:中込 良廣)
目的	原子力施設及び原子炉施設に関する検査等を行うとともに、原子力施設及び原子炉施設の設計に関する安全性の解析及び評価等を行うことにより、原子力の安全の確保のための基盤の整備を図ることを目的とする。
主要業務	1 原子力施設及び原子炉施設に関する検査その他これに類する業務を行うこと。2 原子力施設及び原子炉施設の設計に関する安全性の解析及び評価を行うこと。3 原子力災害の予防、拡大の防止及び復旧に関する業務を行うこと。4 原子力の安全の確保(安全確保)に関する調査、試験、研究及び研修を行うこと。5 安全確保に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。6 1～5に附帯する業務を行うこと。
委員会名	原子力規制委員会独立行政法人評価委員会(委員長:遠藤 怜)
分科会名	原子力安全基盤機構部会(部会長:遠藤 怜)
ホームページ	法人: http://www.nsr.go.jp/archive/jnes/ 評価結果: http://www.nsr.go.jp/nra/shokanhoujin/
中期目標期間	2年間(平成24年4月1日～平成26年2月28日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	第2期中 期 目標期間	H24 年度	備考
<総合評価>	A	A	B	B	B	A	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1. 業務運営の効率化	B	B	A	A	B	B	
2. サービスの質の向上							
(1)検査等業務	A	A	C	B	B	A	
(2)安全審査関連業務	A	A	B	A	A	A	
(3)防災関連業務	A	B	B	B	B	A	
(4)安全研究・安全情報関連業務	A	A	B	B	A	A	
(5)国際業務、広報業務	A	A	A	A	A	B	
3. 財務内容	B	B	B	B	B	B	
4. その他業務運営に関する重要な事項	—	—	—	—	—	—	

2. 府省評価委員会による平成24年度評価結果(H25.8.19)(主なもの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)

- 中期計画において、①機構が有する専門的知見を最大限に発揮し原子力規制委員会(平成24年9月18日までは原子力安全・保安院)の規制業務への支援、②原子力災害等が発生した場合には迅速かつ的確な業務の実施、③東京電力福島第一原子力発電所(以下、「福島第一発電所」という。)事故の教訓を踏まえた安全基準の策定等の協力などを行うこととしている。平成24年度は、改正原子炉等規制法等の施行に向けた新規制基準等への技術支援、福島第一発電所事故を受けたストレステストへの技術支援や、耐震安全性評価などを中心として各業務を実施し、成果が得られたことは評価できる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1)の 関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化	1	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度新卒応募者については、46名の応募者から、より優秀な人材を確保できるよう、審査プロセスにこれまでの学力考查及び面接による選考方法に加え適性検査を導入し、基礎能力、職務適正、対人・社会への適応性などの観点を加味して、最終合格者21名(内20名内定)を選考した。 中途採用については、1次募集で6名を採用。2次募集については、選考過程を進める中、組織統合の方針が示されたことから、やむなく採用プロセスを中止し、各応募者にその旨を通知した。引き続き優秀な人材の確保、年齢等を含めた総合的判断により採用することとし、バランスのとれた採用に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 原子力技術人材確保の重要性を充分に認識し、且つ当機構の自主性確保という課題に留意しつつ確実に人材の採用、育成を進めた。 年度計画は達成されている。一方、以前から指摘しているように、若手への知識伝承およびスキルアップは極めて喫緊の課題である。組織を挙げてこの課題の解決に継続して取り組んで欲しい。 中長期的には、原子力に関する専門的な人材、とくに若い人材の獲得は焦眉の急務といえるが、20名を獲得した点は、今後にとって好材料だったと思われる。
検査等業務	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 電気事業法及び原子炉等規制法に規定される検査等を349件実施。検査員の延べ出張日数は4,664人・日。 ISO／IECガイド65等を参考に、検査等業務の検証及び妥当性確認の方法について検討し、利害関係者からの独立性・公平性の確保のため「検査等業務品質マネジメント(QM)マニュアル」を整備した。また、検査員の適正な員数について検討し、検査員の配置を見直した。さらに、検査等業務の品質が確保されるよう検査統括審議役及び指導員による業務実施過程での監視、評価を行う指導・監督業務を開始した。 検査指導・監督要領を制定し、本格運用を開始した。試行を含め全ての検査グループ検査等種別を対象として、20件の指導・監督を実施した。検査員の責任感と緊張感の維持、技量の確認を図るために、資格取得後 	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉等規制法及び電気事業法に基づく検査等を実施するとともに、福島第一発電所原子炉施設に対する特定原子炉施設検査事務規程を定め検査等を実施した。また、検査等業務の質をより強化するため「検査等業務品質マネジメントマニュアル」の整備などの施策に組織的に取り組んでおり、適切に成果をあげた。さらに、大飯発電所に対する特別な監視体制の下での法定検査を確実に実施し、優れた成果をあげた。 一方で、検査能力の一層の向上のためには若手の育成が必要であり、長期的計画を策定することが必要である。また、「検査等業務における不適合管理の処理手順」については、今後ともより一層充実させていくことが必要である。

		も、資格更新研修または実務研修の実施を義務付けることとし、新たに「検査員認定資格運用管理要領」を制定した。	
安全審査関連業務	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 使用済燃料輸送容器等の核燃料輸送物設計承認申請に係る輸送物について、クロスチェック解析等に関する規制支援を実施した。 福島第一発電所事故を受けた「発電用軽水型原子炉の新規制基準」の策定の一環として、炉心損傷防止対策の有効性評価手法(案)をまとめた。 ストレステストとして、原子力安全・保安院との合同チームで、事業者作成の報告書の審査を行った。機構は「報告書の精査」「事業者とのヒアリング」「委員からの意見聴取会対応」「現地調査」「IAEA対応」等、技術的な視点から一連の作業に深く関与した。 	<ul style="list-style-type: none"> 使用済燃料輸送容器等のクロスチェック解析、福島第一発電所事故を受けた「発電用軽水型原子炉の新規制基準」の策定支援や同発電所第4号機の建屋及び使用済燃料プールに対する耐震安全性の確認を行うとともに、平成23年度の引き続き発電用原子炉施設の安全性に関する総合評価(ストレステスト)に対して審査書案作成等の技術的な支援を行うなど、優れた成果をあげた。 平成25年度は、審査に係る業務量が非常に増加すると見込まれるので体制をしっかりと組み、問題が発生しないようにするとともに、問題発生時の対応についても事前によく検討しておくことが望まれる。
防災関連業務	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 住民の一時立入の際の安全確保に努めるべく、安全管理者として一時立入実施中に専用バスに乗務するなど延べ約1,400人を現地に派遣し対応した。 地方自治体の要請を受けて防災訓練支援を実施。 ERSSについて分析機能及び運用の改善、統合防災ネットワークの伝送多重化など伝送システムの抜本的な強化策を講じ、関連する機能の向上を図った。また、24時間監視・管理体制整備として、ERSSサーバの動作状況を遠隔で監視する「死活監視用ツール」を導入し、障害対応の迅速化が図られた。 事業者が行うオンライン訓練について、原子力規制庁に対し、訓練評価のガイドライン案を提示するとともに訓練に同行し、訓練評価等を支援した。 	<ul style="list-style-type: none"> 立入制限区域への一時立入りに際して住民の安全確保を図るために職員派遣、11ヶ所の地方自治体による原子力防災訓練への技術支援、ERSSの運用改善を含む緊急時即応体制の整備や防災ネットワークの伝送システムの強化、原子力事業者が行うオンライン訓練に対する評価ガイドライン案の原子力規制庁への提示など、優れた成果をあげた。 なお、避難時間推計シミュレーションのモデルについては、実用化に向けて東日本大震災時の避難行動の実態を調べた上で、それを反映させたモデルにする必要がある。
安全研究・安全情報関連業務	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> 改正後の原子炉等規制法において必要となる技術基準に関して、技術的見地から策定・改正を支援した。また、新たに導入される総合安全解析報告書の制度運用に向けて、同報告書の構成や審査要領書の整備等の支援を行った。 機構が実施する調査、試験、解析等を評価する外部委員会において、68プロジェクトの評価が行われ、全体として計画通りの成果を上げながら業務が進められていると評価された。 福島第一発電所事故を踏まえ、平成23年度版安全研究計画で新たに追加した「新たな安全規制の検討等」のテーマに沿った、今後1~2年程度の研究期間で成果が求められる15項目の研究プロジェクトを継続して実施した。また、相対的にみて、緊急性の低いプロジェクトは執行停止するなどにより、弾力的、機動的に研究を実施した。 防災対策指針の改訂を受け、各地方自治体は地域防災計画を立案することが要請されている。柏崎市は、機構が開発した地震、津波等外的事象に対する防災システム(TiPEEZ)を採用することとし、機構は柏崎市への適用につかれる研究開発の観点で、ニーズに対応するための機能追加と防災訓練をイメージした市民を対象としたデモンストレーションを実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 規格基準等の整備にあたっては、新基準骨子案の作成への技術的支援、骨子内容に則った審査ガイド案作成などを行っており、機構の技術力が十分に活かされている。 機構が実施した調査、試験等については、福島第一発電所事故を踏まえた時宜にかなったテーマに精力的に取り組んでおり高く評価できる。特に、優先度の高い研究分野については多くの結果を残しており、優れた成果をあげた。機構に設置された外部評価委員会においても全体として計画通りの成果をあげたとの評価であったものの、部署を横断しての連携を重ねることなどの提言もあった。 避難時間推計シミュレーションのモデルについては、日本の各サイトの地理的、文化的特質を反映できるように改善することが望まれる。また、TiPEEZについては、全国に適用可能なシステムであって、現場の担当者が使いやすい防災システムであることが望まれる。
国際業務、広報業務	2(5)	<ul style="list-style-type: none"> 一貫性、継続性、安定性を持って国際活動を行い、我が国の安全規制の高度化や国際的な原子力安全の向上に資するという基本的考えに立ち、機構全体の国際戦略を定め、各部室はこれに基づき国際活動の重点化計画を立案した。 規制当局のIAEA会合等への対応に関して、34件の会合に出席し、協力した。 ベトナム放射線・原子力安全庁(VARANS)との協力取決めに基づき研修を実施した。 原子力規制委員会が定めた情報発信・公開ルール等を参考に、機構の戦略面も含めた新たな情報発信の具体的な仕組みを作成し、運用を開始した。 	<ul style="list-style-type: none"> 国際業務では、機構としての国際戦略を定め国際活動の重点化計画を立案したこと、技術専門機関として規制当局のIAEA会合等への対応に協力したこと、新興国支援としてベトナムとの協力取決めに基づき研修を実施したことなど、適切に成果をあげた。 広報業務では、新たな情報発信の具体的な仕組みを作成・運用したことなど、適切に成果をあげた。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成24年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

・該当なし

